平成２４年

上尾市教育委員会７月定例会　議案

議案第４６号

上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令の制定について

上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成２４年７月２６日提出

上尾市教育委員会教育長　　岡　野　栄　二

上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令

上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程（平成２２年上尾市教育委員会訓令第１号）の一部を次のように改正する。

別表第１共通決裁事項・専決事項の表８の項第１号を次のように改める。

⑴　法律又は条例の定めるところにより教育委員会に置かれる附属機関を組織する委員その他の構成員、教育委員会に属する特別職の職員で非常勤のもの（教育委員会委員を除く。）その他要綱の定めるところにより置かれる委員会等の委員その他の構成員の任免を行うこと。					
ア　附属機関を組織する委員その他の構成員	○				
イ　特別職の職員で非常勤のもの（アに掲げる者を除く。）及び要綱の定めるところにより置かれる委員会等の委員その他の構成員		○			

別表第１共通決裁事項・専決事項の表８の項中第２号を削り、第３号を第２号とし、第４号から第１０号までを１号ずつ繰り上げる。

附　則

この訓令は、平成２４年８月１日から施行する。

提案理由

教育委員会会議の効率的、効果的な運営を図るため、教育委員会に属する特別職の職員で非常勤のものの任免については、教育長の専決することができる事項とするため所要の改正を行いたいので、この案を提出する。